中央労働委員会
Central Labour Relations Commission,JAPAN

Press Release

報道関係者　各位

令和８年１１月１７日
【照会先】
中央労働委員会事務局
第三部会担当審査総括室
審査官　　佐藤　寿幸
（直通電話）　03-5403-2265

丸八ホールディングス不当労働行為再審査事件（令和５年(不再)第２０号）命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長　石井　浩）は、令和８年１１月１６日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。
命令の概要は、次のとおりです。

～　組合が申し入れた団体交渉の議題について、法人は労組法上の使用者には当たらないとした事案　～

法人は、孫会社と委託販売契約を締結している委託販売員（「支部組合員」）の基本的な労働条件等について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定することができる地位にあったとはいえないことから、支部組合員との関係において、労組法第７条の使用者には該当しないので、法人が本件各団交申入れに応じなかったことは、労組法第７条第２号の正当な理由のない団体交渉拒否に該当するとは認められない。

Ⅰ　当事者

再審査申立人：全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部（組合）（埼玉県さいたま市）
再審査被申立人：株式会社丸八ホールディングス（法人）（横浜市港北区）

Ⅱ　事案の概要

１　本件は、組合が、株式会社ハッチーニ丸八（「孫会社」）と委託販売契約を締結している支部組合員の労働条件等に関して、法人に対し、組合が複数回申し入れた団体交渉（「本件各団交申入れ」）に法人が応じなかったことは労働組合法（「労組法」）第７条第２号の不当労働行為に当たるとして、埼玉県労働委員会（「埼玉県労委」）に救済を申し立てた事案である。

２　初審埼玉県労委は、法人は支部組合員の労組法上の使用者に当たるとはいえず、法人が本件各団交申入れに応じなかったことは労組法第７条第２号の不当労働行為に該当しないとして、本件救済申立てを棄却したところ、組合は、これを不服として、再審査を申し立てたものである。

Ⅲ　命令の概要

１　主文の要旨

本件再審査申立てを棄却する。

２　判断の要旨

(1)　組合が本件各団交申入れで申し入れた団体交渉の議題（以下「本件団交事項」という。）につき、法人は労組法第７条の「使用者」に当たるか。

ア　労組法における使用者性の判断基準について

労組法第７条は、労組法の理念に反する使用者の一定の行為を禁止するものであるから、同条にいう「使用者」は、団体交渉を中心とした集団的労使関係の一方当事者としての使用者を意味し、労働契約上の雇用主が基本的にこれに該当するものの、必ずしも同雇用主に限定されるものではなく、雇用主以外の者であっても、当該労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定することができる地位にあ

るといえる者は、その限りにおいて同条にいう「使用者」に当たると解される。

イ　法人が本件団交事項について雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定することができる地位にあったか否かについて

(ｱ) 支部組合員の正社員化について

実際に、孫会社は、独自の判断で社員の採用を決定しており、また、孫会社と組合との間で、支部組合員の正社員化等について団体交渉が行われてきたが、その過程で、法人が何らかの関与をしたことをうかがわせる証拠はない。

(ｲ) 支部組合員の保証金全額返還について

組合は、保証金制度が法人の株式上場のために設けられたものであることからすれば、保証金制度の改廃を決定することができるのは法人である旨主張するが、保証金制度が法人の株式上場の条件であったことを認めるに足りる証拠はない。また、孫会社と組合との間の団体交渉において、孫会社は保証金（委託販売契約締結に当たり委託販売業者が孫会社に納付する保証金）を減額する協定を締結する等したが、協定の締結等に法人が何らかの関与をしたことをうかがわせる証拠はない。

(ｳ) テリトリー制（又はホームエリア制）の撤廃について

組合は、テリトリー制（又はホームエリア制）は法人の株式上場のために法人によって策定され、導入されたものである旨、また、法人が支部組合員及び正社員の担当エリアを決定していた旨主張するが、テリトリー制（又はホームエリア制）の導入が法人の株式上場のための条件であったことを認めるに足りる証拠はなく、法人が支部組合員らの担当エリアを決めていたことを認めるに足りる証拠もない。

(ｴ) 上納金（経営指導手数料）の原資となる支部組合員の賞金カットの廃止について

孫会社が子会社に支払う経営指導手数料の原資に、賞金不支給（賞金カット）分が充てられていることを認めるに足りる証拠はなく、また、子会社から法人への経営指導手数料との関連性も証拠上明らかではない。さらに、証拠上、法人が孫会社に対して賞金の不支給を指示したと認めることもできない。

(ｵ) 事務手数料などの経費を控除しないことについて

孫会社は、実際に、支部組合員に対し、自家用車両導入費用を補助し、自家用車両導入に伴う事務手数料を減額したほか、事務手数料を廃止する契約形態を提案しているところ、これらについて法人が何らかの関与をしたことをうかがわせる証拠はない。

(ｶ) 孫会社が不当に得た経費を支部組合員に支払うことについて

孫会社は、組合と団体交渉を行い、組合からの経費返還要求に対して解決金を提示しているところ、これについて法人が何らかの関与をしたことをうかがわせる証拠はない。

以上から、法人が本件団交事項について雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定することができる地位にあると認めることはできない。

ウ　法人の使用者性を基礎付けるその他の事情の有無について

法人は、子会社を介するなどして孫会社の経営について一定の影響力を有していることはうかがえるが、勤務日及び勤務時間等、支部組合員の稼働実態に関する組合の主張を踏まえても、孫会社と委託販売契約を締結している支部組合員の基本的な労働条件等について、雇用主と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定することができる地位にあったとはいえない。

(2)　不当労働行為該当性について

法人が本件各団交申入れに応じなかったことは、労組法第７条第２号の正当な理由のない団体交渉拒否に該当するとは認められない。

【参考】

初審救済申立日　令和元年６月 25 日（埼玉県労委令和元年(不)第２号）
初審命令交付日　令和５年５月 30 日
再審査申立日　令和５年６月 12 日